

確定申告をする方へ



社会保険料控除の申告にご利用ください

「保険料納付済額はがき」を送付します (国民健康保険・長寿医療制度・介護保険)



平成21年1月1日から12月31日までにお支払いいただいた「国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせ(はがき)」をそれぞれ1月下旬に送付します。

確定申告の社会保険料控除を申告する際にご利用ください。

注意!

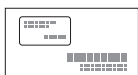
市役所から送付する保険料納付済額通知書には、年金からの天引き(特別徴収)で納付した保険料の記載はありません。

特別徴収で納付した保険料は、年金保険者から送付される「公的年金等の源泉徴収票」で確認してください。「公的年金等の源泉徴収票」が届かない場合は、市役所で納付済額を確認できますのでお申し出ください。

「公的年金等の源泉徴収票」の社会保険料欄は、医療保険料(国保または長寿医療)と介護保険料を合算しています。ご注意ください。

問北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334 / 問大安庁舎 長寿介護課 T 78-3518 F 78-1114

要介護認定者の障害者控除の申告にご利用ください



確定申告する本人または扶養者が障がい者に該当する場合、「障害者控除」として所得控除が受けられます。

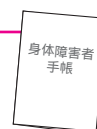
この障害者控除の対象となる方は、一般的に障害者手帳等の交付を受けている方ですが、65歳以上の方で要介護認定を受けた方のうち、一定の要件に該当する場合も対象になります。対象者には、市から「障害者控除対象者申請書兼認定書」を送付します。(1月15日ごろ発送予定)

確定申告に必要な方は、送付した「障害者控除対象者申請書兼認定書」を各庁舎総合窓口課または長寿介護課へ持参のうえ申請し、認定を受けてください。

(認定書は、確定申告の際にご持参ください)

次の方は「障害者控除対象者申請書兼認定書」提出する必要はありません

- ・身体障害者手帳などで、すでに障害者控除を受けることができる方
- ・本人または扶養者が非課税で、税の申告をする必要がない方



問大安庁舎 長寿介護課 T 78-3518 F 78-1114